

丹波国の寺院史料の基礎的考察

—部落寺院の改派と寺号獲得を巡る問題について—

吉 田 徳 夫

はじめに

京都府船井郡瑞穂町に講演会に招かれた折りに、道照寺を訪れる機会があり、同寺が保管されてきた近世末期から近代初頭の文書を拝見させていただいた。その後も文書を拝見に伺い、檀家の方々とも膝を交えて懇ろに対応していただいた。同寺は山間部の山陰道に面した寺院であり、西本願寺派の寺院であるが、今日まで研究としては取り上げられることがなかった。かつて『京都の部落史』⁽¹⁾で他の丹波地域の部落寺院について言及があつたが、道照寺に関しては一点の史料が紹介されているだけであり、同書の本文編では触れられることもなかつた。今回、拝見させていた文書の中には、『京都の部落史』で紹介された道照寺の改派に関わる文書も確認され、明治になつて寺号を獲得するまでの同寺の苦難の歴史を伺わせる文書も発見された。同寺院の歴史を紹介することも意義のあることだと思い、同寺の住職や門徒の方々のご協力を得て、ここに稿を起こす。ここに引用する史料は断りのない限り全て『道照寺文書』である。

道照寺の由来について

一一

同寺に関する記録は、かつて『梅田村誌』におさめられている「下大久保区会所創立当時からの回想」という文竇がある。その道照寺に保管されている『梅田村誌』には右文の奥に鉛筆で追記されたものがあり、道照寺の由緒に関する伝承が記録されていると考えられて以下に、その全文を紹介しておく。

このたび明友会の発想に基き、急激に移り変る社会情勢の中で、昔の梅田地域の生活状態を後世に残していく事が老人の務めの一つと考えられ、かくれた文化財等の発掘を兼ねて発刊されるに当たり、私の宿命的因縁によりダン地区に生れたことで、いわれなき差別の為に悲しみ悩まされ、苦しみの内に生涯を終えようとする現今、生涯を通じての体験や聞き伝えを回想として寄稿させてもらいますが、うまく表現も出来ず、特に自己紹介の様な記事のありますことをお許し願います。

現下大久保区会所の前身は昭和二年にはじめて建設されたもので、丁度私が小学校高等科を卒業し梅田村立補習学校に入校、又青年団にも入団した年で、建設用地の日役として出役した事が記憶にあり、建設にあたってはさまざまな障害がある中で、下大久保の前途を考えられ多くの反対者を説得され、区の改革が必須と考え勇断をもつて着手されてこの偉業を完成された先駆者は、現町長の実父で当時区長だった故畠中源太郎さんという方で下大久保にとつては一大事業で歴史の一頁を残されたといつても過言ではありません。

私の調査資料（別記）では、ダン地区にある道照寺は元文五年庚申正月十八日（二百四十五年前）僧玄照により開基されたとありますので、ダン地域はそれ以前より開けた集落と云えます。ちなみに道照寺由来を記します。

本山本願寺系

大阪府摂津國鷹（慮）上郡富田村 本照寺下

豊岡縣丹波國氷上郡田利村池尾

一、明照寺下 道照寺

元文五庚申年（一七四〇）正月十八日 開基玄照

（一四五年前）

但し常（当カ）住無之豊岡縣氷上郡田利村明照寺住職 泰 教縁師

一、境 内 三十一坪 旧年貢地高 壱斗五升

真 宗 本願寺派 道照寺

一、本尊 阿弥陀仏 立像

一、由緒 開基縁起不詳

天保四年二月創立（一八三四年）（一五五年前）

一、堂宗門数 桝行五間、梁行四間

一、境内坪数並地種 八十二坪 官有地

一、檀徒戸数 三十戸

管轄庁近距離数 十六里二十町

明治十六年二月二十三日

兼務明照寺住職 泰 教縁

書き込み記事（鉛筆書）

由緒の項目、寛保二（一七四二）年建立中興、寛保四年本尊安置

太子・七高僧安置天保十一年一月四日

とあり、兼務の明照寺住職である釋教縁により京都府宛に明治十六年に作成されたと推察される「寺院明細」を引用されて、同寺が元文五年（一七四〇）という近世中頃に僧玄照を開基者として建立された古い寺院であることを明らかにされた。その「寺院明細」は今日も道照寺に写しの文書が残されている。開基者の玄照は、僧侶として道照寺の開基に当たった人物である。右の鉛筆で書き込まれた記事、即ち寺に伝わった伝承を語られたものと思われるが、それを参考にすれば、元文五年から一年後の寛保二年（一七四二）に中興が図られ、寛保四年に木仏の本尊が安置されたという。この寛保四年に、寺院としての体裁が整つたと言える。

残念ながら、今日の道照寺に寺院の建立時期の史料が残っていない。天保年間の火災により、それ以前の文書が焼失してしまったと考えられる。惜しまれる点である。もっとも道照寺の建立とはいっても、同寺は門徒寄合で建立された惣道場として出発したようであり、『京都の部落史』資料編に紹介された文化十三年「一札」（『高田文書』）に「道場 道照寺」と記載がある。道照寺という寺号を称しているが、寺格がなく、公儀や本願寺への届出のない寺院であり同寺号も単に私称であった。後掲の明治十一年の「寺号許可願」には、道照寺という寺号は通称であり、公儀にも本願寺も通じていない寺号であると明記されている。道照寺の上寺には明照寺がある。船越昌『被差別部落形成史の研究』によれば、明照寺は本照寺の触頭寺院であり、道照寺と明照寺との関係は何時まで遡及するのかは明らかにする史料はないが、少なくとも天保十一年の『丹波諸国記』に収められた「一札」には明照寺が

道照寺門徒の処遇に関する文書に署判を加えているところから、近世には明照寺の下寺であったことがわかる。本照寺・明照寺と道照寺との関係は由来が古く、道照寺の建立の時以来の関係であり、道照寺という寺号は恐らく明照寺又は本照寺の一字「照」を取つて作られた寺号と推定される。本来の本末関係が師弟関係に由来することから考えて、先に指摘した玄照は明照寺或いは本照寺に学んだ道照寺門徒であつたと考えられる。

今日の道照寺には幕末以後の史料が残つており、同寺が明照寺から独立して寺号を獲得する苦難の歴史を示している記録である。残るべくして残つた文書である。そして明治十一年に同寺は道照寺として寺号を本願寺から認められるに至つた。その「寺号許可願」が道照寺に伝えられている。即ち、

寺号御許可願

京都府下丹波国船井郡第五区下大久保村

本照寺下明照寺下 総道場

右道場義ハ、京都府及ヒ支庁等、道照寺ト寺号通称相來居候得、御本山寺号無之、□□ニ打過居處、今回寺院明細帳御取調ニ際シ候、何卒道照寺ト寺号御許可被成下度、此段以□□着懇願仕候也、

兵庫県下同国氷上郡池尾村

明照寺住職

明治十一年八月二日

兼務 秦教縁印

檀家惣代

□□繁右衛門印

前書之通り相違無之ニ付、奥印仕候也、

丹波国の寺院史料の基礎的考察

同国第二組二長

有馬西岸印

二等執事香川葆晃殿

とあり、道照寺の上寺である明照寺の住職である基督教縁が道照寺を兼務し、道照寺の檀家惣代と共に道照寺の寺号を本願寺に申請した文書である。明治十一年に寺院明細帳の調査が行われ、その折りに申請したものと思われる。その申請に当たっては組長である有馬西岸が奥印を加えている。ここに道照寺は「総道場」と記している。この「総道場」とは「惣道場」とは相違し、明治九年に制定された『宗規綱領』上の末寺の分類上の概念である。「兼務」と記した基督教縁は明照寺住職第十五代目であり、明照寺の記録に依れば、慶應元年に三十四歳で明照寺を相続した僧である。ここに道照寺は通称として用いられていたが、明照寺の配下の寺院であつたため、本山においてその寺号が採用されることもなかつたと記している。寺号は本山と公儀或いは官庁に登記される二種類の寺号が存在した訳である。近世の幾重にも重なつた部落寺院組織の末端に道照寺が位置付けられ、明照寺と本照寺との統轄に属してきた道照寺は独立した法人格をもつに至らず、そのため同寺が本願寺の寺院組織の中に表れる事ではなく、そのため杉本昭典氏が紹介された「穢寺帳」⁽²⁾にも記載はない。こうした寺院制度のあり方を根本的に改革する気運が明治に漸くにして訪れるのである。明治十一年に、官庁のみならず本願寺においても道照寺という寺号は登記されたものと考えられる。道照寺の伝承であるが、元文五年以来、道場を開いてから明治十一年の間まで百四十年弱の開基以来の道場としての歴史を漸くにして終えることになる記念すべき文書である。ここに至るまで幕末からの道照寺門徒の複雑な運動、改派の運動を考慮に入れると、この許可願いは道照寺門徒の切実な要望に添つて作成され、ここに同寺の独立、寺号の公称に向けての長年の願いが結実したといえる。この寺号申請と同時に、道照寺門徒は妙照寺から「御書一巻」を購入したという記録が残つてている。即ち、

覚

一、御書毫巻

表紙十種大内桐裏金砂子何れも本金紫絹(二)軸滅金工料入念仕立、

価金三拾七錢五厘

右之通正ニ請取申候、以上、

明治十一年戊寅八月二日

御表具師

西六條西中筋御前通上ル町

丹州
妙照寺様

とあり、金三十七錢余を費やして購入し、寺号申請に認められた道照寺門徒の意氣込みを垣間見ることが出来る史料である。

同寺は、既に述べたように、部落民を檀家としており、昭和に入つて中央融和事業協会により作成された『部落台帳』には梅田地区の部落は二〇余戸あり、少数の信仰熱心な檀家で維持されてきた寺院である。道照寺が本寺として仰いだ明照寺も部落民を檀家とする部落寺院であり、重層的な寺院制度が、信仰のみならず、支配関係として近世には機能してきた。その特質を近世においては改派、明治になつて寺号獲得という試みを通じて制度的な問題に直面してきた同寺の取り組みは明治十一年に結実した。こうした永年に渡る取り組みが必要であったことは、同寺の門徒の強い自立への指向が強く、反対から見れば、道照寺とその門徒に対する差別的待遇の根深さを示している。この近世に於ける東西本願寺間を移動する改派や近代になつてからの寺号公称、それ以後の本願寺教団による差別を抜きに同寺の由来を語ることは出来ない。その事例の紹介を以下に行う。

明照寺に関する

八

まず最初に、道照寺の歴史に本寺として深く関わってきた明照寺に関して取り上げて考察する。明照寺は丹波国氷上郡にあり、道照寺以外にも丹波国内に幾つかの部落寺院を末寺として統轄し、本照寺の触頭寺院として有力な勢力を保った寺院である。既に同寺に関しては船越昌「被差別部落史の実証的考察」の研究があり、『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻にも同寺の史料が紹介されている。今日では明照寺と道照寺とは兵庫県と京都府に別れているが、交通路としては道照寺とは山陰道で結ばれており、今日の道照寺門徒の話では、長年にわたり博労仕事を行つてきたといい、人的交流も深かつたと思われる。明証はないが、両寺の関係は近世初頭に遡及すると考えられ、明照寺の由来と切り離しては考えられないだろう。また丹波地域の部落寺院の特徴は、金福寺の末寺と本照寺の末寺から成っている。金福寺に関しては、船越氏が『被差別部落形成の研究』のなかでも言及しているが、十分な研究がない状態である。『大日本寺院総鑑』におさめられた金福寺に関する記述によると、石山合戦に参加したという伝承を伝え、本照寺にも、北摂の慈明寺・仏照寺と共に石山城の伝承があり、こうした寺院の末寺が丹波地域に濃密に分布しているという特徴がある。

以上は、今後の研究課題だが、今回は、船越が被差別部落の起源を、丹波の一一向一揆の拠点的寺院として明照寺の事例から解説された事に基づいて以下に問題点を整理しておく。その丹波の一一向一揆については、次のように同氏は指摘されている。即ち「丹波に限定して一向一揆はまったく史料に姿を見せない。しかし、一向一揆に終止符が打たれた石山本願寺の合戦には、深い脈絡を持っていたことが史実として証明できる」としている。船越氏の指摘に依れば、丹波では、蓮如の布教以後、戦国末期には「ほとんどすべての被差別部落が〈講〉ないし〈道場〉な

どの寺院以前の形態で定着している」と述べ、石山合戦で活躍した村落が「後に被差別部落に組み入れられた」と指摘した。たしかに批判があるように、石山合戦に参加したから被差別部落に組み入れられたわけではなく、合戦に参加しても被差別部落になつていかない事例も多く存在する。しかし、真宗と部落の濃密な関係を考慮すれば、一向一揆の関係で被差別部落に組み込まれた可能性は高く、石尾芳久が『部落起源論⁽⁴⁾』で紹介した和歌山の蓮乗寺の事例や、吉田徳夫が紹介した和歌山の湯浅・由良地域の部落寺院の形成は明らかに文禄・慶長年間、一向一揆の終焉の時期にさかのぼる。明照寺の事例もそうした一例と考えられるが、史料を欠いているため証拠にはなお不足する。

部落寺院の制度は近世独特の制度であり、その部落寺院は本願寺境内地にまず成立した「四ヶ本寺」と称する部落寺院を嚆矢とする。金福寺や万宣寺は中世に開基の由緒があるようだが、それは道場や寺院としての開基が中世にあると言つてはいるに過ぎず、元禄年間に作成された『山城国下寺開基帳⁽⁵⁾』によれば、寺号を公称する時期は全て文禄慶長年間であり、概ね豊臣政権の時代である。万宣寺の場合には、開基由緒としては「天正十九卯年三月五日顯如上人様之御代、聖徳太子之御作式尺壱寸木仏尊像御免頂戴仕候、寺号御染筆之儀者、慶長三年戊午五月上旬、准如上人様御代、願奉申上候処、享保十二未年臘月廿三日二万宣寺閑と御染筆被為成下候、尤寺号之儀者從古來公儀様江相奉申候」とあり、寺号公称を慶長三年として、享保十二年には法名の御染筆を頂いたという。⁽⁶⁾しかし、公儀への寺号公称は古来より行つてきたという。寺号公称とは公儀や本願寺への届け出で受理された寺号を言い、古く遡つても慶長三年を下らない。『本照寺由緒略記⁽⁸⁾』によれば、本照寺の無住の時期、即ち石山合戦以後に万宣寺が「川原門徒」を引き入れたと記し、以後万宣寺は部落寺院として全国各地の部落寺院の本寺になつていてことから、部落寺院の成立は石山合戦以後のこととなる。

船越が『被差別部落形成史の研究』で指摘するように、明照寺の寺宝には南北朝期に作成された太子像があり、

蓮如真筆の「六字名号」があり、明応七年に真宗道場として建立された。しかも、明照寺は現在の地に建立され後にも移転はしていないという。天正四年に丹波国氷上郡の黒井城主である荻野悪右衛門宛に出された「下間頼廉書状」（『赤井家文書』）があり、⁽⁹⁾

内々從是被申度之刻遮而貴管殊太刀一腰馬一疋被進之趣遂披鑑候。一段被喜入候。誠連年籠城之儀可有御高察候。隨分中國申合無越度様可令才覚候間可被御心安候。先々牧雲齋江御書中懇慮之至不知所謝候。加州へ同名侍従法楠去二日無事ニ令下着之由注進候間、是又可御心安候。謙信被任御指南事候。能州之模様屬御勝手之由候間珍重候。謙御人數至加州御加勢之儀候。就其去十一日遂一戰敵八百斗加州へ討捕之由候。定而貴邊不可有其隱候条不能懇筆候。次紀州小倉監物与申者一城斗候ヲ、去廿四日令懇望高野へ罷退令落居候間恙残所任存分候。此上二根来寺申合泉州へ可為出張候。芸州警固衆渡海次第対策之方々可立色旨候間公儀御入洛不可有程候。隨而貴國丹後雲伯之儀吉川殿御行之由旁以目出度候。弥貴殿御一身相極御分別候。近々被思食寄御懇書本望之至候。纏而自是可被申入候。期後度候、恐々謹言

（天正四年）九月廿六日

頼廉（花押）

荻野惡右衛門尉殿

とあり、既に七月に毛利軍勢が「七・八百艘大船を催し、上乗して大坂表海上へ乗出し、兵糧入るべき行候」（『信長公記』卷九）という軍事行動を展開し、本願寺支援の活動を示し、その後の天正四年における信長の行動は『信長公記』によると、安土城の竣工記事であり、軍事行動としては特段記すべきものはない。本願寺と信長軍とは対峙したまま戦線は膠着状態であった。その時期に本願寺が荻野惡右衛門から「太刀一腰馬一疋」が進上され、その事への礼状という形式を取っている。『吉川家文書』にも天正四年正月の市川雅楽丞宛の「荻野惡右衛門直正書状」

が残されており、天正四年の毛利家の本願寺支援の軍事行動を背後で支える活動をしていたことが推察される。『赤井家文書』にある「下間頼廉書状」は天正四年の毛利と織田の合戦終息後の荻野氏と本願寺との旧交を確認し合う書状という性格があると言えよう。

しかし、明照寺に関する記録で、豊臣政権の時期に属する文書が伝えられていない所に意味の深く隠された問題があるよう思う。『氷上郡誌』には

黒井城の落城と共に赤井直正の妾某、懷妊して此の草庵に隠れ遂に男子を生み、清順と名づけ、長ずるに及びて堂塔を建てる。

と記載されているが、荻野直正の妾某の男子・清順が草庵を建立し、遂に明照寺を建立する。船越の研究に依れば、豊臣政権の時期に太閤検地が行われたようであり、その時期に前田玄以・谷出羽が氷上郡一帯を分領していたといふ。その時期の明照寺をめぐる本願寺や豊臣政権との関係を示唆する記録がない。ただ閔ヶ原以後に当たる慶長十年三月十九日付けの「准如花押御文章」が明照寺に所蔵されており、また『木仏留』によれば「寛永十八辛巳年七月廿八日」に木仏許可があり、その時には手次寺として本照寺が見え、同寺は本照寺の触頭寺院となつたという。

ここに近世部落寺院の組織が本願寺内部に確立し、明照寺もその組織に組み込まれた事を示唆する。また船越の引用する『竜谷大学図書館文書』によれば、開基は宗清、寺院の建立は元和年中とされている。年次を追つて考えれば、慶長十年に准如から「御文章」を拝領し、元和年中に寺院としての外見を備え、寛永十八年に木仏本尊を拝領して名実ともに寺院としての体裁を整えたことになる。ただ本照寺との関係の成立や、皮多身分の設定との関係が原史料では不明なままである。『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻に所収の「明照寺の由来」には「宗順ハ先住宗専之直孫也、当宗順代ニ富田之下道場ニ相成り候、春秋七拾六才ニシテ永禄七甲子年十一月廿一日ニ往生致候」

とあり、本照寺との関係成立は宗順の代の永禄七年以前のこととされている。その宗順の実子宗清は世俗の時代に勝野助太夫と称し、元亀二年より顯如上人へ奉公し、石山合戦に参加したことを記す。「明照寺の由来」には清順のことを以下のように記す。

清順ハ先往宗清之子也、然共実ハ赤井城主之眞実之種也、されハ此清順代ニ寺号木仏ヲ奉願、則古より明照坊と申ニ付、明照寺を頂戴仕候、寛永十八辛巳年九月十九日良如上人様御判御取次ハ少進様ニ而御座候、且又清順ニ武人之男子在之候、助左衛門重右衛門と申候、是則父方ハ実ニ赤井也、母ハ勝野氏之末也、依之先代迄ハ勝野氏にて在之候へ共、当御代両氏連続して勤候故ニ両方之毫字ツツ用ヒ候而、勝井氏と此時より改メ候、扱清順春秋六拾二オニシテ寛永十九壬辛十一月廿三日ニ往生ス、当卯年迄凡百拾八年三相成候、已上、

寛永十八年に良如上人の「御判」を頂戴したと記し、『木仏留』の記載内容に符合するものである。伝承の確かさを確認するに止めておく。

道照寺の改派の問題

道照寺は江戸時代から明照寺の配下として支配を受けてきたことは、既に指摘した『梅田村誌』に紹介された史料からも判明する。この支配関係の成立の原因は不詳だが、この両寺の間に、幕末にいたり道照寺は改派の動きを示し、本照寺・明照寺支配からの離脱を試みる動きが表れてくる。既に指摘したように、『京都の部落史』資料編に収められた『丹波国諸記』に道照寺の西本願寺から東本願寺への改派に関する記録が表れる。即ち、

一、丹波国舟井郡下大久保村門徒之内、十六人之者共、

去ル文化十三子年心得違仕、先祖代々御教導之御供（厚）恩を相忘、裏方工改派相企申候処、其後彼是奉掛御苦勞候義、全私共教導不行届仕候より事起、今更致先非後悔、奉恐入候、然ル処今般右之者、在来之通拙寺へ帰属仕候様被仰付、難有仕合奉存候、然上は精々教導仕、末々至迄不洩様申諭、門徒一統和合為致、御本山御崇敬為申上、向後万端心得違之義不仕候様、急度被相守可申候、依て御請一札奉差上候、以上、

天保十二丑年

丹波国氷上郡

八月

多利村明照寺

教海判

右前書之通相違無御座候、依て御請印仕候、以上、

根州富田

御坊役寺真楽寺印

御本山御役人中様

同日出 一札

一、私共之内拾六人之者共、去ル文化十三子年心得違仕、先祖代々御教導之御供（厚）恩を相忘、裏方工改派相企申候処、其後彼是奉掛御苦勞之段、今更致先非後悔、奉恐入候、今度在来之通明照寺工婦属仕候旨被仰付、難有仕合奉存候、然上は門徒一統和合之上、御本山御崇敬申上、向後万端心得違仕間敷候、依て一札奉差上候、以上、

丹波国舟井郡下大久保村

丑八月

居残門徒

新右衛門印

(十二名略)

同帰参門徒

弥兵衛〃

(十二名略)

右前書之通相違無御座候、依て御請印仕候、以上、

攝州富田

御坊役寺真楽寺印

御本山御役人中様

この史料は文化十三年に「裏方」（東本願寺）へ帰参した十六人の門徒が再び天保十二年に西本願寺へ帰参したときに、明照寺と道照寺門徒が本照寺を介して本山に提出した「請印」、誓詞である。『京都の部落史』前近代編は「転派することによって直末化を図ろうとする寺が出てきた」として、丹波国関係では本照寺末の照仙寺が安永四年に改派を試み成功した事例を指摘する。⁽¹³⁾ 安永八年には高田村の教泉寺も改派し、この場合には金福寺から異論が出され、さらに周辺寺院からも反対の声が挙がつたという。その結果、教泉寺は東本願寺直末という教團上の地位は認められながら、宗判だけは金福寺が行うという変則的な形に収まつたと指摘する。道照寺の場合には、改派の動機、更には二十余年に涉る改派の期間に生じたであろう事件に関しては何も記録はない。しかし、先に紹介した史料はその顛末を記録しており、改派の行為について道照寺門徒は「先非後悔」を致し、改めて明照寺への帰属

を仰せ付けられ、その命令に従うという誓約状になつてゐる。この文化十三年の「裏方」への改派を誓約したときの史料が『高田文書』（『京都の部落史』資料編所収）に掲載されており、そこにも十六人の連名の「一札」が残されている。二十余年間にわたり道照寺門徒は二分された状態にあり、その間には村の内外で激しい鬭いが展開したと思われる。こうした改派帰参を東本願寺が如何なる条件で受けたかは不明だが、東への帰参は明らかに本照寺や明照寺支配からの離脱を意味し、西本願寺の部落寺院支配からの離脱を求める動きであつたと見ることが出来る。

改派帰参の問題は、近世を通じて特に東西本願寺の間で頻発した。主として西から東への改派問題であるが、改派とは同一宗派内での寺檀の変更を言い、他の宗派の寺院との寺檀関係の取り結ぶ改宗とは区別されていた。改宗に関しては、『諸家秘聞集』に「改宗之儀容易不相成筋に候得共、寺檀納得之上證文為取替、双方差障無之上ハ不苦筋と存候」とあるように、幕府は改宗そのものを一般的に困難であるとし、例外的に寺檀納得の上で、差し障りがない場合に限つて認めると言うものである。これに対して、改派は比較的に自由に行われたようであり、幕府は地頭領主や教団の問題として扱つた。既に辻善之助『日本佛教史』第九卷⁽¹⁾が指摘しているように、『諸家秘聞集』を引用しながら、幕府は「改派致たき旨申出づるとも、その以前に（中略）断があれば、右の願は取上げない、且永久の押届は容易に成り難い、凡そ六箇月程の内ならば、聞届けても宜しかろう」という判断を下したという。辻善之助はこうした改派に関する問題を以下のように纏めている。即ち、

「改派は特別の事情がある場合には、領主に届出で、その許を得て行ふことを得」

「領主は本寺より交渉ありたる場合には、改派を差押ふることを得。但差押の期限は凡そ六箇月とする」と要約している。

『本願寺史』第一巻もの問題を取り上げ、「両本願寺の勧誘は、東本願寺が別立の態度を明らかにした慶長末期から元和年間にかけて次第に目立ち、以後いよいよ活発となつてゐる」と改派の動きの特徴を指摘している。そして帰参した寺院に対しては「宗祖や歴代宗主の影像・木仏・寺号などの御礼金を免除したことが見える。本願寺においても同様で、大谷派から帰参した寺に対しては、免物の御礼金を軽減または免除している」と述べる。⁽¹⁾こうした頻発した改派事件の背景には「上寺の圧力回避とか、上寺との感情の対立、あるいは経済上の問題」があると指摘している。こうした改派事件が頻発する中で、幕府は東本願寺に対して西本願寺との協議を勧める指導を行つた。『本願寺通記』⁽²⁾によれば、

天明二寅年帰参改派之儀、以来不致様被成度旨、御当方より御願立有之候ニ付、裏方江御渡候書付、如左。

両本願寺末寺門徒、以来改派帰参致さず様被致度旨被相願候。近年右改派帰参より事起り出入も度々有之候、尤改派之届書被差出候得者請取置候へ共、一体改派帰参より事起り候出入候。公儀ニ而取上無之事ニ候。以来相止候ハゝ、双御寺格も相立、自然と出入も無之、静謐ニも可有之候条、御門跡ニも相伺之上、委細可被申聞候。右之通被仰渡書附、戸田因幡守殿より御渡有之候処、裏方より被申立候趣有之ニ付、因幡守殿より又々如左裏方輪番唯乗坊江被仰渡候。

西本願寺より以来改派帰山停止之儀被申立候ニ付、当正月中書附を以申達候処、此度被差出候御口上書并御細書之趣承置候間、其段御門跡江可被申達候。

五月

右之通裏方江被仰渡、猶又御當方輪番招善寺江御渡之書附、如左。

去丑十一月御門跡より被申立候由ニ而被申立候諸国末寺并門徒、以来不致改派様ニとの儀相糾候処、差障之義

有之候間難成、仍而口上書差戻候。此已後被御申立候儀も有之候ハ、東本願寺へも御熟談之上、被御申立候者格別、無御さ候而ハ何ケ度被御申立候共、難取上問、宜其段御門跡へも可被申達候。

とあり、改派にともない「出入」が生じている。地頭領主等は改派の届書が出されれば受理してきたが、公儀は受け取らず、以後改派或いは出入り問題が生起しなければ静謐に推移するが、この段を東西両本願寺で協議するようとの幕府寺社奉行の戸田因幡守の「書附」が東本願寺側に手渡された。それを受け東本願寺は西本願寺へ送り、また西本願寺も呼び出されたことが記されている。注目すべきは、この幕府の指導があつた天明二年五月には、『本願寺通記』によれば、美作改宗一件に関して、幕府が東西両本願寺への部落門徒の受け入れを打診し、同月末には幕府評定所で改宗一件を取り上げる決定を行つてゐる時期である。

改派帰参の起つた理由は、『本願寺史』にも記されているように、東西本願寺の間で末寺の取り合いの状態が存在したためだが、帰参に当たつては優遇措置が講じられた。右に記した史料に統いて『本願寺通記』に「七ヶ条」の帰参に当たつての箇条書きが残されている。その第四ヶ条目に「御褒美奉願候存念、聊無御座候」とあり、帰参する寺院に対して「御褒美」が下される事でもあつたのであると記している。

再び、道照寺の帰参問題を検討すると、この帰参が如何なる理由で再び西への帰参という結果に終わつたのか不明だが、何れにせよ西本願寺から「引戻」があつたことは確かである。その改派帰参が決まつた後に道照寺門徒は一札を差し出して天保十二年に帰参した。その史料にはまず最初に道照寺門徒十六人の改派に関して明照寺の「教導不行届」を侘びる一札が書かれ、今後は「在来之通拙寺（明照寺）へ帰属」させることが仰せ付けられと記されている。「教導不行届」とは明らかに明照寺が叱責されているのであり、当然、その非難は道照寺門徒にも向けられたであろう。そうした始末書を両寺が書くことになり、本照寺を介して、更に本山へ提出された。その後、道照

寺の帰参の手続として取られた措置が、西本願寺の訴訟記録である『御示談簿』に記されている。それによれば、

覚

御定式

一、木仏尊像御札成替

極印所 三分

御札 金式百疋

付届 五拾匁六分

三拾五匁九分五厘

金式拾匁

八拾六匁八分五厘

此頼歎者

一、右御札御成替

御取扱届

冥加金

式百疋 年巳

拾匁四分

メ 右之通三而御歎申上候、以上、

前書之通、御用錢三而取調相成候而、夫々相片付、然ル処、御成替御札上納御定式御座候へ共、御坊所より上納仕義ニ而、當時御拵候向御六ヶ敷御座候へ者、何卒聊之御冥加三而御免相成候様、歎出有之候ニ付、段々及利解候へ共、調達難相成候趣ニ付、右様之例及取調候処、左之通、

本照寺殿門徒明照寺下

丹波国舟井郡大久保村

惣道場

天保十二丑年八月

一、木仏尊像

右、先年改派之處、此度御引戻ニ付、寛政四壬子年二月十二日附三而、此度御代書御札御染筆、

冥加 金武百疋 惣道場同行中

〃百疋 上寺明照寺 より上納有之、

右明照寺并門徒江相渡達、左之通、

今般各別之以 御懇懃 木仏尊像御修覆并

御札御成替 御染筆被成下旨、難有奉致承

猶帰西之上者、同行江可申聞、尚又御教導之儀、明照

寺よりも御懸届之旨申達、

右之通、例も有之候へ者、同様取扱冥加之處も、當時御坊所も御六ヶ敷趣、相違も無之事故、格別之御次第を以、
御歎之通、冥加金武百疋付届取扱届被 仰付候而者、如何御座候哉、及御示談候、 大

(安政二年) 乙卯九月十七日

左兵衛尉印

勲印 三憲印

四

仲潔印 仲稠印

右の「覚」には、「御定式」と「頼款」の両箇条が記され、道照寺と本山との間でやりとりされた記録となつて
おり、最後に「木仏尊像」の箇条で、道照寺は寛政四年の日附で「御染筆」をいただくことにより改派問題に決着
がつけられたことを示している。この手続きがとられたことの意味は複雑だが、とりあえず以下の様に解釈する。
「頼款」の箇条で、道照寺門徒は「御成替御札上納御定式」を取り上げて、冥加金二百疋を上納する手続きを以

て帰参に当たつて手続きとしたいという考え方を示した。本山の役人は「御定式」「當時御拵候向」は難しいと回答したようだが、最終的には冥加金二百疋を「付届扱」として受け取ることを認めたのである。しかし、天保十二年八月に決められた「明照寺井門徒江相渡達」には、「木仏尊像修覆と御札御成替の御染筆」料として冥加金を道照寺と明照寺とが納めるというものである。道照寺門徒が冥加金として「二百疋を上納する」という事は理解できるが、明照寺が百疋の冥加金を納めたのは如何なる理由であろうか。道照寺が差し出す冥加金二百疋の中から百疋を明照寺が本山に納めるという訳でもないだろう。矢張り明照寺は道照寺とは別に百疋を冥加金として本山へ上納したと考えるべきだろう。その理由は既に指摘した道照寺の改派を明照寺の「教導不行届」と叱責されたためと考えると、その冥加金は過料的性格があると考えることもできる。明照寺は、道照寺門徒が改派に及んだ事を座視していたわけではないだろうが、改派を食い止めることが出来なかつた明照寺による道照寺門徒への「教導不行届」が本山から叱責されたとしか考えられない。さきに示した天明年間の改派に関する史料の中に、改派に尽力すれば「御褒美」があるという思惑とは相反する措置が明照寺に対して取られたことになる。

以上の解釈が妥当であれば、右の明照寺に対する措置は、矢張り部落寺院の改派を阻止すべき役割を担つていた上寺・明照寺に対する叱責と言わざるを得ない。上寺に対する措置が以上の性格を持っていたとすれば、当然、配下の道照寺に対する措置も同様に叱責に値する措置が為されたと推定される。ただ、右に見た冥加金の上納に関してはそうした記載はない。ただ道照寺に出された天保十二年八月の「本願寺門主消息」に次の内容が書かれてあることに注目される。即ち、

(前略) 殊に其村内一統に往古より當門下に連り、各先祖より法義相続致來候事、有縁不淺所ニ候、然るに過し文化年中に意外之者、寺國法も不相弁、惑乱せしめ、年久敷故障に任せられ候事、いか斗悲歎に暮し候、しかる

に今般本山之御仁恵により、往古に復し帰順の御取斗被成下候事、冥加至極、各々難有感載可有之候、此上一同和合海に欲し、寺檀供にむつましく、法義相続有之候ハ、大慶不過之候、若哉、此上取誤有之候而者、予か教示之不行届ニ相成、且奉対

善知識一言之申訣なくたゞ恐入斗に候、

右の文章の中に、道照寺門徒は「寺国法も不相弁、惑乱せしめ、年久敷故障に任せ」とあり、道照寺門徒の引き戻りを歓迎するという訳でもなく、道照寺門徒の改派が「取誤」であり、門主としては教示の不行き届きを善知識に対する申し訣ないという謝罪の言葉で締めくくられているのは、道照寺に対する批判として容易に転嫁される。

こうした門主の消息が道照寺に伝えられているが、この改派問題は本願寺から叱責された事件として道照寺門徒に今も深い傷を残している。西本願寺は改派を試みた道照寺門徒の考え方を顧みるのではなく、部落寺院が「国寺法も不相弁」改派を試みた行動に対する批判を行った事になる。明らかに、本願寺は「国寺法」、即ち国法と寺法に従つた部落寺院に対する監督責任を担つていたのであり、改派問題はその国法・寺法の違反として道照寺門徒を批判の原因になつてゐるとしか言えない。

明治維新政府の寺院政策と道照寺

明治維新政府が成立すると、直ちに明治元年閏四月二十二日に太政官布告が出された。

一、諸寺諸山住職之儀是迄朝廷へ願出候向ハ勿論、其他旧幕府ニ於テ許状ヲ受來候諸寺ニ於テモ向後太政官二代へ可願出候事

一、諸末寺住職之儀ハ本山ヨリ伺之上本山ヨリ可申付候事、

とあり、旧幕へ願い出て本寺・本山の住職の許状を得ていたものは、自今朝廷への届出に変更され、末寺に関しては本山より伺うという手続きに変更された。この願い出の手続きの変更は、旧幕時代の手続きを踏襲するもので、旧幕時代に形成された部落寺院制度はそのまま明治政府に継承されたと言えよう。以後、末寺の取扱にだけ限定して言えば、明治三年八月九日の太政官布告によれば「寺院住職繼目等、社務本寺本山ニ於テ取扱來候處、自今管轄地方官へ一應掛合之上可取計事、但住僧不行跡不正之儀有之候節ハ、地方官ヨリ可及掛合候條、本寺本山ヨリ人選進退可取計事」とあり、本山に住職等の「人選進退」権は留保されているが、地方官が積極的に介入する意志を示している。寺院住職の人事に対する介入的姿勢は強化され、翌年六月二十七日の「太政官達」は地方官の管轄権が明確に打ち出され、本山の地方官への「執奏」は廃止された。住職の相続問題は地方官の進退に任せられ、特段の事情がない限り地方官は中央政府への伺いを為す必要はなくなつた。

この教部省も仏教寺院を公認し、神道を始めとする宗教教団を傘下におさめ、改めて大教院を設置し、各宗派の内部自治は承認するが、各宗派に管長を設けて、管長を介して国家による宗教的統制を加えた。教部省は発足に当たり、明治五年六月九日に次の「達」第四号を発した。

「各宗教導職管長ヲ置キ未派寺院ノ取締ヲ為サシムル件」

府県

自今各宗教導職管長一名ヲ置、一宗未派之取締向等別紙之通相達候條、此旨相心得、各管轄内諸寺院へ不洩様可相達候事、

(別紙)

今般各宗教導職中、管長差置候ニ付テハ銘々自今奮ツテ文明維新之上旨ヲ體認シ宗規、僧風俗之釐正ハ勿論、布

教伝道ノ任ニ可耐人材養育之方法等、黽勉周旋可致候、就テハ末派所化之衆徒ニ至リ、其師命ニ背反シ精楽勸懲ノ念慮ナク徒ニ糊口安逸ヲ貪ルノ徒有之ニ於テハ速ニ管長末寺等ヨリ取糺シ、其者本管地方厅へ申立、教門一派ヲ黜シ帰俗可申付、此旨相達候事、

明らかに教部省は宗規、風俗を乱す僧に対する取締に警戒の目を注いでおり、そうした僧侶を管轄の地方官へ届出させ、教団からの追放処分とともに、帰俗を命じている。住職の身分についても、政府は住職を教導職に任じて、辞令交付を行い、末寺の各寺院そのもの「大教院」の下に位置付けられ、「小教院」とされた。住職の人選はもとより本山にあるが、教部省は教導職試補以上の身分の者にしか住職の資格を与えたかった。それは教部省が教団に求めたものが所謂「三條の教則」と呼ばれるものであり、この教則を檀家信徒に教化する役割を教導職に求めたためである。「三條の教則」とは、敬神愛國の旨を体すべき事、天理人道を明らかにする事、皇上を奉戴し朝旨を遵守する事の三ヶ条である。しかし、各教団に内部自治が認められたが、本山が末寺の住職の人選に当たり、教部省に対する賃務を負わされており、そのことは明治五年七月三日の「教部省達第九号」に、

寺院住職継目等、中本寺以上ヲ除之外、自今總テ本寺本山或ハ触頭等ヨリ薦舉之、添願書為差出、各地方官ニ於テ進退致シ毎年十一月ヲ限、一同取締メ当省へ可届出、尤中本寺以上寺院ノ住職継目ニ相達候事

前之通委詳調書ヲ以、其都度当省へ可伺出、此旨更ニ相達候事

とあり、「本寺本山或ハ触頭」が末寺住職の継目にあたり「薦舉」を求められ、正確な末寺の掌握を求められた。道照寺に今日残る次の「道照寺由緒書」は本山に報告を求められ、道照寺が作成したものと考えられる。

京都府丹波国船井郡十三区大久保村

一、開基

道照寺

創立元文五年正月廿八日

□□北左衛門開基玄照

一、上寺大坂府摂津国篠上郡富田村

本照寺

右之通り相違無御座候、以上、

丹波国船井郡十三区大久保村

道照寺

明治五壬申年

十一月日

御本山

御役所

右の文書で、本照寺を「上寺」と記している事から、本山と上寺とでは相違し、ここに言う宛先の本山役所は恐らくは西本願寺を指していると考えられる。明らかに本照寺の触頭寺院であった明照寺は記載されていないことは確かであり、道照寺を取り巻いた重層的な支配系統は解体し始め、本照寺だけが記載されている。後に明治九年に真宗四派が教部省に提出した『宗規綱領』⁽¹³⁾は、同教団の近代的改革のさきがけとなつたと評価されているが、そこでは教団内部には本山と末寺しか存在しないと規定する内容がある。その『宗規綱領』第六編「本山末寺権義區別並諸規約」は、「從来からの寺格の上下がもたらす弊害を整理し、「今般本末権義區別及統轄方法を議定し、全国内一般の法則を立て、向後宗規をして肅正ならしめんとする」とその目的を明らかにし、第一条に「宗の寺院を分かつて二種類となし、本山と末寺に整理し、第二条に末寺を四種類に分かち、「本山の別院」「一般の末寺」「諸道場」

「末寺支坊」とした。しかし第五条に「諸道場の中、又三種あり、直に本山に属する者を第一種とす、末寺中に於て一箇寺に属する者を第二種とす、数箇寺、又数派一派内、の所属に係る者を第三種とす、総道場・立会道場と称する者是なり」と記し、第二条に規定する「諸道場」は「一般の末寺」と同等の位置にある「道場」であるから、単に寺格を持つや否やに基づく相違であるが、第五条に規定する「諸道場」とは道場の上寺への服属形態に基づく道場について分類したものであり、上寺の支配の意思により、或いは上寺が複数に分岐して存在する場合の規定である。第二条の規定を適用すれば、直ちに上寺の支配関係を清算できる規定のように見える。道照寺は本願寺の末寺として見しうる根拠ともなりうる。第一節で紹介した明治十一年に道照寺が寺号許可願いを提出したときに、道照寺は「総道場」と記しているのは、第五条の「第三種」に言う「総道場」を指していると考えられ、「数箇寺、又数派一派内、の所属に係る」寺院である。この「総道場」を立会道場と称すと言うが、道照寺の場合には数箇寺とは本照寺と明照寺を指すと見られる。道照寺はこうした『宗規綱領』に根拠のある道場であった。

ただ、道照寺の寺号申請は、『宗規綱領』制定後二年間の時間の経過を要した。その間、本願寺は明治九年六月二十八日に「西本願寺達書第四十三号」を発し、⁽¹⁵⁾即ち、

末寺僧侶中

從前坊舍自庵坊舍兼帶所抱寺等、區別有之候処、自今各種ノ称号ヲ廢シ左ノ通改定候、此段相達候事、

執綱日野沢衣依代理

執事島地黙雷

一 從前坊舍ト称スル者、之ヲ本山ノ別院ト称シ、法主殿兼住ノ所トシ、別ニ住職ヲ置カス、
一 自庵坊舍並兼帶所、總テ一般ノ末寺ニ復シ、從前ノ留年居ヲ以テ各寺ノ住職ニ改ム、

一抱寺ハ其称号ヲ廢シ、之ヲ一般ノ末寺ニ復ス、
 という内容である。日野沢依が通達に關与しているからという訳ではないが、本照寺関係の寺院の改革に関する
 通達と見ることもできる。道照寺との関連で言えば該當箇条は第一条である。即ち、旧幕時代には道照寺は道場と
 称され、僧玄照により開基された道場であり、先に紹介した本願寺所蔵『御示談簿』には道照寺を惣道場と記し、
 明治には明照寺の「兼務」となっていた。これを「一般ノ末寺」とし從来からの「留守居」を住持に取り立てる
 いう通達である。道照寺に関する限り、近世以来「惣道場」とあり、公儀や本願寺に対しては代表権はないものの、
 檜家惣代が實質的に寺院を切り盛りしてきた。兼務者が留守居と言うか、檜家惣代が留守居というか不明だが、檜
 家惣代に僧籍をとらせることで解決する問題として処理する可能性も残っていた。その惣道場との定義は『本願寺
 通記』下「惣道場并自庵申替之訣」では、

一、惣道場と申義、往古其道場之門徒限り寄合建立、僧侶を入置、宗門印形并死去法用等為相勤候而、一寺ニ相
 成を、惣道場何寺と申候、又一村之内、当宗門徒數多有之候へとも、宗印之寺、式ヶ寺・三ヶ寺ニ相分レ有之、
 其上其宗印手形寺遠方ニ而、平日參詣難相成候ニ付、其村方ニ而二ヶ寺・三ヶ寺之門徒寄合、致建立候を寄合
 惣道場と申候、右ハ其村方門徒、宗門印形之義、惣道場之住僧より相勤候義不相成ニ付、寺役法用共他所ニ有
 之候宗門手形寺より相勤候義ハ御さ候、又他村之門徒有之、法役差支候儀有之ニ付、宗門手形寺より其村方ニ
 道場を建、看坊主を入置、法役為勤候道場も有之候、右ハ宗門印形并重立候寺役法用候義ハ、其寺より相勤候
 義ニ御さ候、右之外諸國ニおいて、道場三付ハ種々之差別御さ候へとも、大途右之通ニ御さ候處、永念寺義ハ
 圓山村門徒共建立之一寺ニ而、永念寺惣門徒之開基ニ御座候故、惣道場と申名目有之候へとも、前段申上候通、
 宗門手形并寺役法用相勤候へ者、一寺ニ相違無御さ候、

一、惣道場を自庵と申替願候義ハ、右開基檀那共、右寺を住持江可相讓趣を以、本山江相願候へ者、本山免許之上、惣道場与申名目授ケ申義ニ御さ候、尤惣道場と申名目有之、内々開基檀那納得之上ならてハ、後住相願候義不相成、自庵ニ相成候へ者、後住之義ハ其住持之心任せニ相究メ、本山江相願候義ニ御さ候、依之惣道場ハ一寺ニ不相立と申謂無御さ候、右者寛政十二申年四月廿五日、土井家江差出、

とあり、惣道場は「門徒限り寄合建立」し、僧侶を入れ置いた寺院をいい、「宗門印形」を管理する権利は村方門徒の住僧には認められず、看坊主をして法役を勤めさせることはあるとしても、宗門手形は本寺から勤めるものとする。また惣道場は自庵とも相違し、「申替」という歎願の手続きを踏み、住僧は後継者を選任する場合、且那等が納得の上で「後住」による相続が認められるが、自庵は本山への後継者選任を本山へ確認を求める手続きはないという。自庵も惣道場も明らかに近世の寺院は寺院の開基由緒において共通するが、住僧の確認の手続きの有無によつて分類が行われている。明治の「総道場」は寺院の上下関係により所轄関係に基づいてのみ規定されており明らかに相違する。道照寺は、もとより寺号は有するが、その寺号は公儀または官府へ届出はなく、本願寺への届出へは惣道場という寺院である。こうした寺院を本照寺と明照寺は「立会道場」と分類した。こうした分類上の概念は「惣道場」とは相違する。近世では寺院の由緒から寺院の分類を行い、道照寺は「門徒寄合」により建立された純粹に信仰のための道場であったという由緒のあり方を示している。

また明治九年六月二十八日「西本願寺達書第五十一号」⁽⁵⁾の規定によると、

今般宗規施行ニ付、宗規綱領第六篇第三篇第六条ノ趣意ニ基キ、直末証書相渡候節、相当ノ冥加金可相納、此段為心得相達候事

とあり、『宗規綱領』第六編により末寺に待遇するといふことは、本願寺から「直末証書」を交付されて直末寺

院に待遇すると解釈されていた。その節には、「相当ノ冥加金」が本山に納められるものとした。同じ明治九年の「本山達書第五十号」（『本山月報』⁽¹³⁾）は末寺僧侶宛に、

従来上寺有之末寺、自今宗規綱領第六篇第一款第一条ニ照準シ、下寺ノ名称取消候ニ付、別紙雛形ノ通証書可相渡候条、此段相達候事、

という内容の達書を交付し、『宗規綱領』第六編第一款第一条を照準し、「証書」が渡され「下寺ノ名称取消」の措置が命じられるとしている。こうした本山の達書に従い、先の達書五十一条の手続きにより、「直末証書」の交付を受けた寺院の事例がある。即ち、和歌山県吉備町『西光寺所蔵文書』によれば、⁽¹⁴⁾

直末証

和歌山県下紀伊国有田郡庄村本照寺下 印

西光寺

該寺儀自今本山直末申附候事

明治十一年六月十四日

寺務所 印

とあり、「本山直末」を申し付けられたと記す。この後、同寺が本照寺の統轄関係から離脱し得たか否かは検討課題であるが、道照寺の場合にはこの「直末証書」を貰つたか否かは現在確認できない。数多くの明治の文書は大事に保管されてきた状況から判断して、道照寺が「直末証書」を貰つていたとすれば、かかる重要な文書を紛失するとは思えない。寺号を認められるとても、名目的には問題は解決されても、実態的に解決されず、「直末証書」は交付されなかつた可能性も大いにあり得ると推測する。なお、明照寺に保管されていた可能性もある。

有光次郎『宗教行政』によれば⁽²⁾、「(明治) 今日では管長の権限に吸収せられた部分が少くない。本末関係は宗制寺法に依り宗派が之を決定するが、国はこの関係を尊重し末寺より監督官厅に提出する諸願には本寺の連署を必要とする（明治七、一〇、三〇内務省達乙第三七号）」。と指摘し、末寺制度は宗制寺法上の問題であり、政府はこの関係を尊重するというが、末寺から監督官厅への提出する諸願に本寺の連署を要するとして、本末制度に法的な存在の意義を認めている。その政府の関心は、改派転派による宗教上の理由からする混乱を回避するために、何れの寺院も何処かの宗派に属することを求め、その統轄を求めたためであると、有光氏は解説されている。即ち、本願寺は寺法に基づいて宗制上の問題を自ら解決し得る立場にあつた。

道照寺の寺号獲得

道照寺が、寺号を申請し、独立の動きを示すが、その関係文書は明照寺との関係で作成され、本照寺との関係では本末関係の清算に向けた手続きが取られていない。この点は後述するとして、さしあたり、明照寺と道照寺との本末関係の清算が如何なる手続きですすんだか確認しておく。まず、明照寺・本照寺との本末関係の存在を示す文書として、恐らく明治三年と思われる「明照寺受取状」が伝えられている。

證

一、御初穂料

壱符

右事不改符候儘三而預り置候間、御使僧様へ御上納、慥ニ御受取書、追而相渡可申候事、

庚午

(明治三年カ)十一月廿八日

池尾村

明照寺(花押)

大久保村

御門徒中

「御初穂料」を徴収するため明照寺は道照寺に赴き、その後、本照寺の使僧にその上納を行い、本照寺の受取状を明照寺住職が取次いで大久保村門徒に渡すであろうと認めた文書である。この「御初穂料」の性格は判然としないが、末寺である事による基づいた上寺への負担金であろうと推察される。教団組織とは別に二ヶ寺の間でこうした物的な貢納関係があつた。明照寺は本照寺の触頭・取次ぎ寺として、本照寺と道照寺との間で、かかる取次ぎ行つてゐる訳であり、次節でも述べるが、道照寺を物的にも実効的支配を行つていたのは本照寺であることを示す貴重な記録である。また上寺明照寺に対する物的な貢納もあつたと思われるが、それを証する文書は一点も道照寺にはないそうした関係を含めて清算する所に、道照寺の寺号獲得の意義が存在した。明治政府は明治十一年二月一日『内務省日誌』第2号〔乙第八号〕輪郭附により、「離末本寺換」に関して通達を出しており、次のように定めてゐる。

離末本寺換ノ儀、是迄各寺ヨリ管轄厅へ出願致シ、管轄厅ヨリ当省へ伺出来候処、自今同宗派内ノ分ハ本末寺協議済ノ上、新旧本寺承諾ノ書面相添、管轄厅へ為届出、其都度當省へ届出候儀ト可心得、此旨相達候事、但、他宗派へ附屬候向ハ從前ノ通タルヘシ、

とあり、内務省の通達は、「本末協議ノ上、新旧本寺承諾ノ書面」を添えて提出することを求めてゐる。各宗派

が制定した教団法、真宗では『宗規綱領』に基づいた教団改革を促すものであった。ここで示された手続きは、「本末協議」を経て承諾書を作成し、管轄官庁である京都府へ提出するというものである。そして京都府から内務省へ報告が行われると言うものである。宗派内の事情は別にしても、離末本寺換の手続きを明示し、各地方官庁へ届出を定めた。こうした内務省の通達を踏まえて、道照寺は寺号申請と明照寺から離末問題を一挙に解決しようとしたと考えられる。既に明治十一年に道照寺と明照寺とは連名で寺号申請を行ったことを指摘したが、寺号申請と共に両寺の間で解決すべき問題があった。即ち、道照寺は、近世には行政的な意味でも、教団組織上においても独立した法人格を持つておらず、全て道照寺の法人格は明照寺に包摵されており、檀家は明照寺の檀家とされていた。その為に寺号の獲得は、単に本願寺に対する手続きだけでは済まなく、明照寺と道照寺との間で離檀の契約をして本末関係の解消を図るべき案件が存在した。道照寺に次の「証書」が残っている。

證

一、金拾圓也

右者、離檀冥加、正ニ請取候、追而為取替、書面相渡所申、約定ニ候也、

明照寺住職

明治十一年十月廿六日

基督教

大久保村

道照寺

門徒衆中

寺号申請から約一ヶ月後の証書であるが、内容は離檀のための冥加金十円が明照寺に対して納められ、その明照

寺からの受取状である。これで道照寺門徒は明照寺の末寺という支配関係を民事的に解決した。次の道照寺惣家惣代と同村戸長の書状によれば、その離檀の冥加金とは別に「直末御冥加金」を納めたようである。

記

御書面到来、陳者嚴寒之節、尊寺様弥御安泰之由、奉珍重候、隨而私共村方一統墓々相暮居申候、左様ニ候得者、被仰越之直末御冥加金、田口殿受取書、此使ニ為致持參候間、御請取被成可被下、且又村方道照寺御裏一條段之預御苦勞、萬々難有仕合ニ奉存候、何卒至急年分ニ御下ニ相成候様御執成、偏ニ奉願上候、將復池尾村明照寺殿方、離旦金相立分、離旦并ニ兼務共手切書、本月十八日に請取所申、約定ニ而御座候、右之始末故、村方一統之者、何卒々々尊寺様兼務被成下候様申立候間、此段偏ニ奉願上候、已上、

船井郡下大久保村

旦中惣代 □□繁右衛門

右前書之始末故兼務御依頼申候、已上、

同村戸長

□□喜兵衛

亀岡塙屋町

誓願寺殿

とあり亀岡の誓願寺に道照寺兼務の依頼が行われたことを示す。また、「被仰越之直末御冥加金、田口殿受取書、此使ニ為致持參」とあり、直末の冥加金の受取書である「田口殿受取書」を使に持参させて、亀岡誓願寺が請取書を交付したという事情説明が行われている。「直末冥加金」というのであるから、本願寺の直末という寺格を得

るために支払った冥加金と解釈される。また誓願寺が「道照寺御裏一條」に関して尽力し感謝の意を尽くし、至急年内に「御下」があるように希望している。恐らくは、先に提示した「直末証書」が本願寺から交付される筈のものである。以上の手続きを踏まえて離檀と同時に本願寺直末寺院となり、明照寺が道照寺を兼務する関係も解消され、最終的に「離旦并兼務手切書」を明照寺と交換し、首尾良く契約が成立したことを記録している。「兼務手切書」とある事から、明らかに明照寺に道照寺の兼務の依頼を断つてているのである。しかし、既に指摘したが、一番重要であると思われる「直末証書」が道照寺に伝わっていない。これは冥加金は納めたが、なにがしかの理由で「直末証書」が道照寺に手渡されなかつたと推量する。

何れにせよ、右の書状から判明することは、道照寺檀家惣代は同寺院の兼務を亀岡誓願寺に依頼したことである。年次を欠くが明照寺住職の「兼務退役願」の控えの文書が道照寺に二通残つてゐる。一通は本願寺宛の写してある「基督教縁退役願」である。

私義、京都府下丹波国船井郡下大久保村道照寺兼務仕居候處、他管内且遠隔之地方、教導不適宜ニ付、該寺兼務 之
義相止申度段、別紙之通、地方庁江出願仕度候條、御聞届被成下度、此段奉願候也、

兵庫県下丹波国氷上郡池尾村

明照寺住職

年号月日

基督教縁

前書之通、相違無之候ニ付、奥印仕候也、

右、同県下同郡西中村

正福寺住職

第一組副組長 森本正乗

二等執事香川葆晃殿

次の二通は京都府知事宛の「兼務退役願」は、次の文書である。

御管下丹波国船井郡第五区下大久保村

道照寺

右寺無住ニ付、從前私兼務被命罷在候處、御管内且遠隔之地方、教導不適宜ニ付、該寺兼務之義、自今退役仕度、此段御聞届被成下度、偏ニ奉願候也、

兵庫県下丹波国第二大区氷上郡池尾村

明照寺住職

年号月日
右寺兼務 秦教縁

前書之通相違無之候ニ付、奥印仕候也、

丹波国桑田郡第一区 亀岡矢田村

養頭寺住職

京都府下丹波国

真宗本願寺派第二組長 有馬西岸

京都府知事植村正直殿

右の「兼務退役」に関して、伊達光美著『寺院法總論』によれば⁽²⁾、「兼務住職は住職たるに変る所はない。住職欠員の場合、事務管掌する者を寺務取扱、寺務管理者等の名称にて宗派管長が任命することもある。管長は寺院の

住職にして寺務執行の権限を有する者を任命する権を國家から委任されており、こうした者を任命することも可能である」と説明する。住職欠員の場合に置かれる寺務取扱、寺務管理者をいい、住職と何等変わりはない。教部省時代には各宗派の管長祖推舉を得て、教導職試補の任命があつて初めて兼務住職が可能であつた。教部省の廃止以後、各宗派管長が国家の委任を得て兼務住職を任命していた。道照寺の寺号獲得は明治十一年であるから、教部省時代に属し、教導職試補の資格を要件として住職になる者を探さなければならなかつた。また住職の「兼務願」文書の写し二通が残つている。先に紹介した道照寺檀家の書状によれば、亀岡の誓願寺に住職の兼務依頼を行つたことがあるが、次の「兼務願」は誰が兼務するとは記載していないが、道照寺門徒の強い希望の現れを見て取ることが出来る文書である。その「兼務願写」は、京都府知事宛の文書である。

兼務願

丹波国船井郡第五区下大久保村

道照寺

右寺、無住三付、兵庫県下丹波国氷上郡池尾村明照寺住職秦教縁兼務致來候處、遠隔之地方、教導不適宜之廉ヲ以テ、右兼務退任罷致候ニ付、住職人體選定出願之際迄、何國何郡何村何寺住職教導職試補何誰江右兼務罷命ニ付、依法類檀中脇議之上、□□旨ヲ以奉願候也、

右下大久保村

檀家総代 □□繁右衛門印

同 □□周藏印

同国天田郡第一区菟原村

丹波国の寺院史料の基礎的考察

成滿寺住職

法類惣代 奏教恩

前書之通相違無之候ニ付、奥印仕候也、

京都府下丹波国

真宗本願寺派第二組長 苗字名印

京都府知事植村正直殿

右の文書中に、住職の資格要件として教導職試補が挙げられているところから、この文書は、明らかに教導職制度が廃止される明治十七年以前に作成された文書と推定される。それ故に、やはり明治十一年に道照寺が寺号を獲得して直末寺院になつた時に作成された文書と考えて間違いない。また本願寺宛の「兼住願」と称する写しの文書も伝えられている。

兼住願

丹波国船井郡第五区下大久保村

道照寺

右寺、無住ニ付、從前兵庫県下丹波国氷上郡池尾村明照寺住職奏教縁兼務仕居候處、該人儀、今般右兼務退任罷致度旨申出候ニ付、何国何郡何寺住職苗字名兼務為致度段、別紙之通、地方庁江出願仕度候條、御調査之上、添願被成下度、此段奉願候也、

右下大久保村

年号月日

檀家惣代 □□繁右衛門印

〃

□□周藏印

同国天田郡第一区菟原村

成満寺住職

法類惣代 秦教恩印

前書之通相違無之候ニ付、奥印仕候也、

丹波国桑田郡第一区 龟岡矢田村

誓願寺住職

京都府第二組長

有馬西岸

一等執事香川葆晃殿

「兼務願」と「兼住願」の二通の文書は時期的に関連して作成された文書と見ることが出来る。この「願」が本願寺でどう処理されたかは不明である。右二通の本文に道照寺住職名が記されていない処から、そもそも本願寺に差し出されなかつたとも考えられる。本願寺としては、末寺の住職任命は国家から委任された事柄であり、道義的にも道照寺門徒に対して住職の選任を求められたはずである。

以上は、離檀と住職の問題に關係する事柄だが、また、明照寺との關係で、檀家の「交換書」と称する文書を交わしている。

檀家授附交換書

貴控内、三十二戸、從前地寺檀家之分、今般熟議之上、道照寺永続ノ為、致授附候事、明瞭也、然ル上者、双方支悟無之候、依而向後相互ニ權利ヲ不妨様、本宗ニ綱領堅ク相守所申候、為後証書面交換ニ及候也、

兵庫県丹波国第一大区五小区氷上郡池尾村

明治十二年一月廿日

明照寺住職
秦教縁

檀家惣代

□□和右衛門印

同

□□孫三郎印

京都府下丹波国船井郡第五区下大久保村

道照寺

檀家惣代

□□繁右衛門殿

同

□□周藏殿

寺号申請から翌年の正月に、明照寺と道照寺との間で、「本宗ニ綱領堅ク相守所申候」とあるように、真宗四派が明治九年に制定した『宗規綱領』に基づき、明照寺は道照寺の永続のためと称して、檀家を道照寺に「授附」け、相互に妨害なく権利を確認し合った。道照寺門徒は、道照寺建立の由緒を継承した門徒だがその門徒の権利は顧みられることなく、支配関係上、明照寺は道照寺門徒を明照寺門徒と解していたことが判明する。いずれにせよ、右の「交換書」により、道照寺は名目共に独立した寺院として出発することになった。道照寺門徒は、一般末寺とし

て自立できる体制を確保していた。

本照寺について

前節で指摘したように、明治十一年から同十二年から道照寺は名目ともに独立した寺院として出発したが、各地の寺院へ住職の「兼務」或いは「兼住」を依頼する状態であり、寺院の代表格を持つ住職を容易に準備できなかつた。しかし、道照寺は明照寺に住職兼務を求めず、明照寺住職による兼務は解消したと判断される文書がある。即ち、「借用証書」から判断される。

證

一、金四円也

内五拾錢相渡入一

右者、要用二付、依頼ニ及、書面之金額正ニ受取借用候事、確實也、然ル上者、元利相揃十六年一月三十一日限り無遅滞御返済ニ可及候、依テ如件、

水上郡池尾村

明治十五年十二月廿五日

秦教縁印

船井郡下大久保村

道照寺惣代

御中

「これは明照寺住職秦教縁が道照寺門徒から五十銭を借用した事を記す借用証書であり、秦教縁の署判部分には同人の個人印が押されるだけであり、道照寺兼務なる肩書きはない。既に冒頭に紹介した明治十六年の道照寺明細には明照寺住職が道照寺兼務しており、少なくとも明治十六年までの道照寺住職のあり方は不明である。しかし、明治二十二年から翌年にかけて道照寺は本堂再建に向けて募財活動をしているが、如何なる事情があつたか不明だが、再び道照寺は明照寺の秦教縁に兼務依頼を行つたようだ。その時に作成された「本堂再建募縁簿」という文書がある。

(表紙) 第壹号

明治廿二年十一月

本堂再建募縁簿

京都府船井郡梅田村之内下大久保村

道照寺

本堂再建寄附懇願緒言

原ヌルニ夫伽藍ハ昔シ金ヲ西域ニ布キ肇メテ福基ヲ樹、構ヲ東川ニ継テ、終ニ淨業ヲ祈ル、益福生善ノ処ヲ称シテ伽藍トス、是ヲ以テ古徳、乃チ多名ヲ有ス或ハ道場ト名クルハ無生廷也、或ハ寺ト名ルハ公廷也、或ハ淨住舍、或ハ法同舍、或ハ精舍、或ハ清淨無極園等ト名ル、牧羊ニ遑アラス、皆隨義立名、各所表アリト雖、大小共ニ苦海ノ舟航ヲ建テ、信根ノ枝幹ヲ為スニ外ナラサルヘシ、茲ニ京都府管内船井郡梅田村之内下大久保村道照寺ハ過シ天保四年度火災ニ罹リ、堂宇全ク鳥有ニ附シテ已降、仮ケニ小堂ヲ建營ストイヘトモ、工事全カラス、土木備ハラス、爾來數回ノ天災地変毎ニ破損尠カラス、特ニ去ル八月曼天暴威ヲ逞フスルニ際シテハ、忽チ墜潰セント

欲スルノ影景ニ至リ、自今ニシテハ仏像祖影モ安置スルニ縁ナキノ景況、自今何レノ処ニシテカ苦海ノ舟航ヲ建テ、信根ノ枝幹ヲ為サンヤ、噫、微力ノ擅中縮眉談合百策功ナシ、尤モ焼失已來予シテ再建ノ策ヲ建テ、塵積ンテ山ト為スノ古語ニ做フテ月ニ年ニ一紙半錢ヲ蓄積セシモ漸ク本年ニ至テ、啻ニ山ヲ為スノ影景ナキノミナラス、未タ一撮土ニモ及ハス、俗ニ所謂龍華ノ曉ニ至ラスンハ、焉ソノ志願ヲ達センヤト首ヲ免セテ歎息スルノ外ナシ、奥ニ有人信徒ニ一鞭シテ曰ク、咄哉、言ヤ心広ク體胖カニ二諦ノ教義ヲ聞ンコトヲ希望センニハ、百方苦心シテ名ヲ貫ヌキ新ニ堂舎ヲ建築スルモアル、況ソヤ該寺ノ如キハ從来貢名シテ小堂トイヘトモ、確乎、一寺ノ體面ヲシタルモノヲヤ、首ヲ免セテ歎息スルニ止ルハ、其実為法ノ精神淺薄ニシテ護持ノ事ニ惰ナルカ故ナリ、若シ力ヲ不足トナラハ、其ノ所能ヲ竭サルゝヤ千里ヲ行ノ人モ必ス一步ヨリス、万余一モ亦一錢ノ積レル処、何ソ一歩ヲ貶シメ一錢ヲ輕ンゼンヤ、從來ノ貯金聊カナリトイフトモ、該金ヲ基趾トシテ尚遠近ノ有志者ヲ募ルニ於テハ、何ノ難キコトカ之アラン、今天下ノ人民忝クモ、

皇上ノ至仁德化ニ靡キ、内ニハ道徳ヲ尊ヒ、外ニハ人情ヲ厚クスルヲ主トスルモノ多キカ故ニ、謝絶セラルゝノ憂患ハナカルヘシ、特ニ為法ノ精神ヲ凝スニ於テハ仏祖ノ冥慮ニモ契ヒ、又護法善神ノ加被力モナシトハ豈断言ハ、何ノ難キコトカ之アラン、今天下ノ人民忝クモ、

皇上ノ至仁德化ニ靡キ、内ニハ道徳ヲ尊ヒ、外ニハ人情ヲ厚クスルヲ主トスルモノ多キカ故ニ、謝絶セラルゝノ憂患ハナカルヘシ、特ニ為法ノ精神ヲ凝スニ於テハ仏祖ノ冥慮ニモ契ヒ、又護法善神ノ加被力モナシトハ豈断言セラレンヤ、翕然トシテ之ヲ勉メヨトヤ、是ニ於テ信徒一同有人ノ一鞭ニ奮然シ大ニカラ得テ、之ヲ本山ニ上伸シテ管長殿ノ添書ヲ受ケ、政府ニ上願シ竟ニ再建ノ許可ヲ得、弥々工事ニ着手スルニ至ル、依テ寄附ノ懇志ヲ

依頼スルモ、当令時勢ノ困難ヲ顧ミサルニ似タレトモ、土木ニアレ米金ニアレ、材ハ曲直長短捨ルナク、金ハ銭厘毛糸ニ不足ノ思想ヲナサス、乞フ四方遠近有志ノ諸君、俯シテ懲然ヲ垂レ仰テ信力ヲ励マシ給ハシコトヲ、

京都府船井郡梅田村之内下大久保村

道照寺兼務

明治廿二年十一月

基督教印

右寺檀中惣代

□□巳之助印

同断

□□政七印

出納係

□□利七

全

□□久兵衛印

布施主諸君御中

とあり、本堂を再建するに際して、広く布施主を檀家に求める為に作成された文書である。道照寺の伽藍は「天保四年度火災ニ罹り、堂宇全ク鳥有ニ附シテ已降、仮ケニ小堂ヲ建當ス」という状態であり、以後も数回の天災地変に罹り、更に明治二十二年八月「晏天暴威ヲ逞フスルニ際シテハ、忽チ墜潰セント欲スルノ影景ニ至リ、目今ニシテハ仏像祖影モ安置スルニ縁ナキノ景況」に至つたという。以後、「焼失已來予シテ再建ノ策ヲ建テ」てここに

至つたという。本堂再建の志は「言ヤ心広ク體胖カニ二諦ノ教義ヲ聞シコトヲ希望センニハ、百方苦心シテ名ヲ貢ヌキ新ニ堂舎ヲ建築スルモアル、況ニヤ該寺ノ如キハ從來貢名シテ小堂トイヘトモ、確乎、一寺ノ體面ヲナシタルモノヲヤ」とい、自らを省みて歎息して「其実為法ノ精神淺薄ニシテ護持ノ事ニ惰ナルカ故ナリ」と悲痛な思いを開陳している。そして「從来ノ貯金聊カナリトイフトモ、該金ヲ基趾トシテ尚遠近ノ有志者ヲ募ルニ於テハ、何ノ難キコトカ之アラン」と奮起して再建に当たつた。

部落問題に関しては間接的表現ながら、「今天下ノ人民忝クモ、皇上ノ至仁德化ニ靡キ、内ニハ道徳ヲ尊ヒ、外ニハ人情ヲ厚クスルヲ主トスルモノ多キカ故ニ、謝絶セラルゝノ憂患ハナカルヘシ」とい、天皇による「至仁徳化」に期待し、内外に道徳と人情を厚く保てば「謝絶」されることもないと記す。更に「為法ノ精神ヲ凝スニ於テハ仏祖ノ真慮ニモ契ヒ、又護法善神ノ加被力モナシトハ豈断言セラレンヤ」とい、仏法の精神が檀家の精神的な支えとなるとして奮起したという事情を説明している。先に國法上の道徳を挙げ、次に仏法を説明し、國法を世俗道徳として説明する真宗教義の「真俗二諦論」に基づいた教説の反映である。かかる「真俗二諦論」は明治十九年に制定された「宗制」第一章に明らかに規定されている。即ち、⁽³⁾

一宗の教旨は仏号を聞信し大悲を念報する、之を真諦と云ひ、人道を履行し王法を遵守する、之を俗諦と云ふ、是即ち他力の安心に住し報恩の經營をなすものなれば、之を二諦相資の妙旨とす。

人道を履行し、王法を遵守するという俗諦（國法）と、仏号を聞信し大悲を念報するという真諦の二元論的教説を真宗は採っている。部落寺院が存在するということは俗諦、國法上の問題として扱われ、仏法上の問題ではないとするのが教団の立場なのである。こうした教義は明治になつて成立したのではなく、恐らく近世にも存在し、仏教が救濟宗教の性格を喪失した段階で生まれた教義である。例えば、明治四年に本願寺の布教僧が紀州で差別的発言

を行つたが、それに対する本願寺僧の法談として『勧化迅雷抄』を著し、⁽²⁾以下のように述べる。

近年我執より色々と出家を難渋する事然るへからず、殊に境界異なればこそ、本山にも富田にも座所も分限あり。此制を破りて我儘に身を上座へ出、平人に交る事、法義にはあるまじき事なり、（中略）聖人も法度を守り玉ふ事也、まして当流に王法を表とせよの御勸化数々なるをや、仏法の上には上件の如く、汝等を隔つる事はなけれども、神國なれば此を避け玉ふ事、王法なり、しかるを唯平座に紛突せんとするは王法を軽しむるに非すや、法度を踰るに非すや。

という法談がある。ここには仏法と王法とを対比して、仏法上は部落民を避けることはないが、世俗生活の規範である神國思想では、境界（境遇）が異なるとする。従来から本願寺は王法を表とするという勸化があり、王法を輕んじる事は諱められてきたといい、事実問題とは別に「聖人」親鸞もそうであったという。そのため部落差別からの解放は死後救済によるしかないというのがこの発言の趣旨である。部落問題の解決の方途を本願寺教団は一切示すどころか、本願寺教団自身が王法上の存在として位置付けている。その結果、王法に基づいて、法談の場所で「平座に紛突」しようとした部落民を「法度を踰る」として批判を展開した。

道照寺の募縁状に関しては、寺院の本堂再建にあたり政府への許可を求める手続きを本山に依頼をする内容である。次にこの文書に注目する理由は「道照寺兼務」という肩書きを持つ基督教縁の名前が出てくるからである。今日に残る道照寺の文書で、明治二十二年以前に道照寺兼務として基督教縁の名前が期されている文書は明治十一年の文書である。この間、十年余り道照寺兼務が誰であったか確認できないが、既に指摘した所からは、兼務者を明照寺住職以外に求める動きが道照寺側に存在した事から判断すれば、一旦は明照寺住職による道照寺兼務は中断されたと見られる。明照寺住職による道照寺兼務への復帰を示す最初の文書は既に指摘したように明治十六年の道照寺寺

院明細帳である。改派を行い、部落寺院制度から離脱を試みながら、寺号獲得の折りに明照寺以外に住職兼務を依頼した道照寺門徒の動きにも関わらず、道照寺門徒は近世以来の明照寺との関係が容易に払拭できていない事を示している。

更に道照寺の文書の中に、年号を記載していないが、本照寺の様々な「受取証」が残されている。部落寺院の本寺である「四ヶ本寺」は明治維新に入りほとんどが退転し、本照寺だけが従来通り残った。明治維新以後の本照寺のあり方は、日野照正『摂津国真宗開展史』は次のように説明する。⁽²⁾

近代ともなれば本照寺住職である日野沢依は、しばしば明如宗主の代理をつとめ、宗会初代上首（議長）・執綱・執行長を歴任のかたわら、諸国巡教を行い、明治変革の時流に沿って宗門の近代化を計るとともに、金福寺・万宣寺・福宣寺の三ヶ寺その他の部落寺院本寺の下寺も含め教化活動を行ったので、期せずして本照寺が部落寺院の大半と結縁する形となり、本願寺派の宗政組織が教区・組を通ずる系統となつて、従来の本末組織や上寺下寺組織及び触頭制度が解体したのちも、本照寺住職が有縁の部落寺院を巡教し法義引立てを行い、又は本照寺専属の布教師を特派して教化活動を展開してきた。

と説明されている。具体的な本照寺住職の巡教活動が「法義引立て」であったと記載されている。また本照寺専属の布教師が特派されて教化活動を行つたとも指摘されている。こうした特異な残り方をした理由は、本照寺が連枝寺院という寺格を有したことと無関係ではないだろうが、本照寺自身も旧本寺として存続の努力をしたと考えられる。『京都の部落史』近代編は、丹後国の部落には「部落持ちの二畝の畠を村内の人々に貸付け、その地代七五銭を一八七九年より一九一六年まで志納金として本照寺に納めていた」、或いは々丹後地域の部落寺院は「本照寺の下寺であったが、本末關係を離れた翌年の一八七七年に本照寺の住職日野沢依が同寺を訪れて、（中略）帰敬式を

行っている」などという例を紹介している⁽²⁾。道照寺には、初穂料の名目の「受取証」は明治三年の明照寺のものが
あるが、その前後に本照寺発行の「御印証」と称する本照寺の印鑑を押した受取状が何通か残っている。若干の例
を次に示しておく。興味深いのは次の「女性講」の名目を付した受取証である。

印 富田御坊

女性講

式匁

子夏

大久保村門徒中

印 富田御坊

門跡院御祝儀

銀式匁

壬戌（文久二年カ）

大久保村門徒中

印 富田御坊

御修復御手伝

銀三拾目

御直命御冥加

〃三匁

右之通上納有之、則遂披露候処、御満足被思召、弥法義相続肝要之旨被仰出候、依而記帳被顯御印候もの也、

丙寅（慶応二年カ）秋 大久保村門徒中

印 富田御坊

御裝束御手伝

銀拾五匁

御官位御祝儀

〃五匁

右〃

〃式匁

利八

〃式匁

孫右衛門

右之通上納有之、則遂披露候処、御満足被思召、弥法義相続肝要之旨被仰出候、依而記帳被顯御印候もの也、

丙寅（慶応二年カ）夏 大久保村門徒中

印 大豆五升

御門跡一 仰出也、

申三月五日 繁次衛門

印

永代經御請高之内

一、金式圓五拾錢

右之通被遂披露候處、仰出之段、忝受納被成候、弥法義相統可為肝要者也、（木版文字）

丹波国

（明治）二十年九月

下大久保村門徒衆中

何れも年次不明の文書であり、幕末、また明治年間に作成された受取状も含まれていてると思われる。推定したように、慶応年間や文久年間の本照寺の請取が存在するということは、この時期にはまだ道照寺は明照寺下にあり、明照寺が本照寺の触頭寺院であったが、道照寺門徒は本照寺に直接に金銀納や物納を盛んに行っている。明照寺と本末関係にあるとはい、明照寺の発行した受取証は既に紹介した明治三年と推定される受取証一通だけである。残存する受取証の点数から正確な貢納回数を確定できないが、明照寺を通り越して本照寺が直接本寺として無住の道照寺から貢納を受け取つて発行した受取証の点数は数が多いことに特徴がある。これが具体的な支配関係を示しているものとすると、道照寺を実態的に支配したのは明照寺というよりも本照寺であったと見ても過言ではない。

また、ここに示した例は「御修復御手伝」「御裝束手伝」「御官位御祝儀」とあり、また名目は不詳だが大豆五升を納めるなど事細かに上納が行われていたことが分かる。他の事例では「御台所手伝」「転法輪釘代」「（本照寺）御堂御屋根御修復御手伝」「打敷代」「別俗冥加」「御目見御礼儀」「門跡院御祝儀」「永代經御請高」等色々な名目があり、中には名目の記載もない受取状もある。道照寺門徒が盛んに本照寺へ出入りし、色々と「手伝」に

従事していたことが分かる。取り分け、最後に例示した受取証は、諸役の受取証ではなく、「永代經御請高」として金一円五十銭を本照寺が受納した事を証明する文書であり、年次は推定して明治二十年と判断される。既に、道照寺が本山の直末寺院になつてから八年後に、なお本照寺へ信仰上の理由からであるが、関係を持ち続けていた。明照寺の住職による兼務といい、本照寺への納錢といい、近世以来の道照寺とのつき合いは深かつた。

右に指摘した物的貢納は、本末関係に基づくものであり、決して個々の寺院間の懇意な関係を示すものとも思えない。道照寺を取り巻く物的貢納関係は明照寺よりも、本照寺との関係を示すものが多いということは、道照寺門徒にとつて本照寺との関係がより重大な意義があつたと推定しても良いのではないか。明照寺のみならず、本照寺支配からの離脱がより切実な問題であつたと言える。明治十一年の寺号獲得は、その意味でも道照寺にとつては大きな意義を持つた事件であつたと評価し直すことが出来る。明らかに明治になつて現存する貢納関係を示す受取証は存在していない。道照寺と明照寺との関係は、兼務という形で明治以降にも残るが、必ずしも本照寺との関係は不明である。明治二十年に法義上の問題とは言え、なお本照寺と関係が維持されていたことは、部落寺院制度の結節点として本照寺の役割が終えていないことを示す。しかしながら、明照寺との兼務関係の復活が道照寺門徒の本来の希望であったかどうか疑問の残るところである。

おわりに

真宗教団にとつて、明治九年に教部省宛に出された『宗規綱領』が教団の近代化に大きな貢献を果たした。それは近世の複雑な本末関係を整理し、全て本山と一般寺院の関係を直末関係に置くことにより為された。中本山の制

度が廃止に結び付いたためである。この中本山の制度に部落寺院の本山が含まれていたためである。しかし、近世以来の中本山制度は廃止されることと、部落寺院制度を廃止することとは結び付かない。中央主権的な教団制度から見て中本山制度が弊害があるというだけで、それを改革することと部落寺院制度を改革することは結び付かないものである。

道照寺の寺号申請も、その『宗規綱領』を道照寺檀家が受け止めて為されたものと言える。こうした道照寺の試みは、一人道照寺に限つた事ではなく、本照寺支配から部落寺院が離脱し、或いは既に寺号公称が認められていた寺院にあつては本願寺内部での寺格（堂班）の昇進を試みる動きがある。官庁と本願寺への寺号申請は道照寺門徒にとつては幕末以来の「改派」問題の最終的に解決するものであつたと思われる。

しかし、寺号を獲得して、更に道照寺が住職を求める段階に至り、住職問題に辛苦した事情が窺える。寺号獲得に向けて奮闘してきた道照寺門徒は、寺号獲得だけでは問題の解決にならない新たな問題に直面した訳である。道照寺に即しては問題の性格が明らかにならないが、大正年間に『中外日報』に記載された新聞記事は、⁽²⁸⁾本願寺内部での部落寺院の取扱に関する抗議があつた事を示している。即ち、丹波国氷上郡住職・門徒惣代協議会は次の問題を提起したという。

本願寺派が從来とつてきた差別に対し、その差別撤廃を叫び、門末僧侶の一部に対する偏見の悪弊を打破し、門戸を広く解放して人材を登用し、教學布教上の差別的惡習を撤廃して、平等一味的に修正すべきことを、来る五月開会予定の宗門議会において、提案して本願寺派当局の反省を促したいとして數項目を協議し、他府県にも檄を飛ばした。

一、本山の寺院明細帳に、部落寺院の寺号の頭に、○の朱印をなして、一見部落の印となしたる故に、部落人

を指して赤玉ポートワインの名称を附し、差別号とせり、（略して赤玉と呼び、又ポートワインと云う）、依りて從来の古明細帳の○の朱印を押捺した明細帳とを、没収するか又焼捨つべし。

付記、本山古明細帳の表紙河原物二冊は從前の大穀多の称にして、御維新後明治十年頃に出来たる新明細帳には、○の朱印を標して一見部落の寺院といふ標印としたものなり、

とあり、明治十年頃に作成された本願寺の寺院明細帳には「○の朱印」を付して部落寺院の標印としたという。明治十年頃に作成された寺院明細帳とは、内務省の通達を受けて本願寺が『宗規綱領』に基づいた教団改革に乗り出し、道照寺のように寺号を登記した寺院を本願寺がまとめた帳簿と考えられる。部落寺院制度は近世の仏教と政治の癒着に基づいた国教主義の時代には、「穢寺帳」が作成されていたが、明治の教部省時代に仏教教団は改めて國家の公認を受けて教導職に任じられ、三條の教則の如き教説を布教する。明治には「穢寺帳」に代わるものではなく、本願寺は寺院明細帳に改めて部落寺院を「○印」を付けて明示した。果たして国家がこうした寺院明細帳を求めたか否かは今後の検討課題だが、明らかに部落寺院に対する差別的関心が存在した事は言うまでもない。

明治政府とその地方官による寺院支配が強化された背景には、明治政府が採用した神道国教政策があり、神仏分離令や、廢仏毀釈の運動が発生している。また既存の寺院の廃合も政府により推進された。藤原有和の研究によれば、部落寺院も廢寺に至った事例も存在する。こうした政府の政策に対して仏教界から批判が生じたのは当然であり、右の政策を推進した神祇省は解体され、教部省が設置されるに至る。その教導職時代に行われた仏教改革が、部落寺院制度の改革にはほど遠い位置にあつたことは右の道照寺の遭遇に見ることが出来る。明治十七年に書かれた井上毅の山県有朋宛の書簡を分析した新田均「井上毅の構想と内務省の政策」で次の指摘をする。井上は諸外国の制度を検討した後に、國家と宗教との関係を三つに分類したという。即ち、「政府宗教ノ權ヲ掌有シ、自ラ教主

トナル」を国教主義、「政府宗教ヲ保護スル事」を公認主義といい、「政府ハ宗教ノ権ヲ掌有セス、又タ宗教ヲ庇セス、唯々之ヲ監察シテ公安ヲ妨ケザラシムルニ止マル」という政教分離主義を類型的に分類している。通常、この分類概念を日本歴史に当てはめれば、近世は国教主義、明治は公認主義ということになる。井上はこの公認主義を教育部省廢止に際して提案したわけである。更に、公認主義を分類して、一つの宗教を特に保護して他の宗教を容認するもの、一つは数派の宗教を認可し保護を与えるものとした。そして、公認主義の原則を次のようにまとめた。

- 一、法律上宗旨ノ自由ヲ公布ストモ行政上認可教ト不認可教トノ別ナルヘカラズ、
- 一、宗旨ヲ以テ治安之具トセンナラハ国民多数ノ信仰アル宗旨ヲ用フヘシ、
- 一、宗旨ヲ以テ政略ト和合セシメントナラハ、可成外国ヲ以中心点トスルノ教ヲ用イズシテ内国慣熟ノ教ヲ用フヘシ、

公認主義にとつて重要なのは、新田は「国民多数に支持されている」ことが大事な要件であつたと指摘するが、宗教を「治安之具」とし見なし、それに堪えうることが要件であつたと評価することもできる。また外国に「中心点」のあるキリスト教等ではなく「内国慣熟」の宗教であることが求められた。こうした見解に従つて、神道や仏敎団が公認主義のもと再編された。この考え方は宗教の自由とは相違するが、敢えて、これが新しい制度として発足するにあたつても、井上の構想の中では、宗教は「治安之具」であり、国家統制の枠外に宗教を置くものではない。

道照寺門徒が直面した部落問題とは本願寺のかかる國家と宗教との関係に裏付けられた差別的処遇に原因があるのではないかと推察される。明治の後半期には、再び政府による部落問題に対する関心が深まり、鳴り物入りで内

務省を中心とする部落改善事業が明治四十一年の戊辰詔書發布から始まる。この内務省こそ、明治十七年に教部省、教導職が廃止された後に、宗教局を設置し、大正四年に文部省に宗教局が設置されるまでの間、宗教行政の要に位置した。部落改善事業と宗教との関係は、大正八年『民族と歴史』二巻一号に内務省地方局長である添田敬一郎が「部落の現況と改善に関する施設概観」という論文を掲載し、部落の自覚運動を推進するためにと称して、教育の振興と宗教の活用を提唱し、「布教師を巡講せしめて彼等の思想を啓発」すると述べている。明らかに内務省は宗教団の活用を考えていた。本稿では直接取り扱わぬが、改善事業に多くの宗教家が輩出した事は事実である。本願寺もかかる事業に協力関係にあつたと考えられる。本願寺にとって代わって本照寺がその部落改善の団体を結成した事を示す規則が道照寺に伝えられている。その団体は「同志向進会」と称した。その会則から判明する趣旨は、本願寺の「王法為本」を教説として、真俗二諦の教説に基づき、本照寺の布教と興学の発展を目的とする講社を設立するとある。具体的な実践活動の内容を伝えるものは少なく、第六条に「学問學術の普及」「風俗の矯正」「図書庫又は巡回文庫」の設置し品位の回復の努力、「衛生思想の普及」「施薬施療の方法」等が挙げられているが、内務省の部落改善政策と大差はなく、本照寺独自の改善団体とは見なしがたい。水平社運動が本願寺の「募財活動」への弾劾から始まるという点から判断しても、この本照寺の結成した団体が本願寺と如何なる関係にあつたか検討する必要がある。この会則を最後に紹介しておく。

摂州三島郡富田

別格別院本照寺

同志向進会本部

大正四年九月八日

同志向進会規則

第一章 趣意及ヒ目的

第一條 本会ハ他力本願王法為本ノ教法ニ基キ会員相互ノ信仰道念ト社会的地位ニ向上發展スルコトヲ期シ專ラ國利民福ヲ増進シ併セテ真宗本照寺本坊ノ布教（宗教）及ヒ興學（學術）維持發展ヲ図リ会員相互ノ扶助機關ヲ設ケ以テ現代及ヒ将来ノ社会ニ最モ適合スベキ摸範的真俗二諦ヲ遵奉スル講社ヲ組織シ現当ニ世ニ涉リテ圓福ナル親睦事業ヲ為スヲ以テ目的トス。

第二章 名称及ヒ事務所

第三條 本会ノ名称ヲ同志向進会ト称ス。

第四條 本会ノ本部ヲ大阪府三島郡富田眞宗別格本照寺内ニ設置ス。

第五條 本会ノ支部及ヒ出張所ヲ全国適宜ノ地ニ之レヲ設ク。

第三章 本会ノ事業

第五條 布教 講演部

一、常ニ会員ニ對シ二諦ノ法義ヲ引立テ時代宗教ニ最モ適合セル布教方法ヲ以テ振興スル事

一、常ニ名士ヲ巡回セシメ会員ノ向上的精神ヲ發揮スルニ勉ムル事。

第六條 教育 衛生部

一、學問學術ノ道ヲ普及スル事

一、風俗ヲ矯正スル事

一、図書庫又ハ巡回図書文庫ヲ設ケ常識ノ基礎ヲシテ漸次社会ニ向上スベキ品位ニ到達スル事ヲ獎励スル事

一、衛生思想ヲ普及スル事

一、施薬施療ノ方法ヲ設クル事

第七條 産業 奨励部

一、各地会員ノ在郷地製產品ヲ相互ニ紹介ヲナス事ヲ獎励スル事

一、園芸ノ研究講義指導ヲ成ス事

一、農産物ノ種子ノ交換ヲナス事

一、官員ヲシテ殖産興業ノ發展ト善良ナル職業ニ就カシムル様獎励助力ヲナス事

第八條 保護 慰問部

一、会員ノ社会上ニ對シテノ地位権利ノ保護ヲ主トシ法律上ノ顧問諸般ノ相談交渉等ニ涉リ会員ノ申出アルトキハ本会所属ノ斯道専門家之レニ當リ会員ノ利益ト便宜ト便宜ヲ因ル事

一、老幼男女ニ對シ常ニ適當ナル慰安ノ道ヲ講スル事

一、会員有事ノ場合ニハ可及的救濟慰問ノ方法ヲ講スル事

一、本会会員在郷地ノ寺院ノ徒弟ニシテ宗学研究ヲ目的トスル貧生ハ本会ヨリ相當ナル救助ヲナス事アルベシ

第四章 会員及ヒ其区域

第九條 本会々員ハ本会ノ趣旨及ヒ目的ヲ贊成スル者ヲ以テ組織スルモノナレハ何レノ府県道厅殖民地及ヒ海外在留地ノ如何ヲ不問汎ク入会ヲ成ス事ヲ得

第十條 木会々員ヲ區別名称スル事左ノ如シ

一、正 会 員

二、特別会員

三、贊助会員

正会員ハ本会ノ趣旨目的及ヒ事業ヲ賛成シ規定ノ手続ヲ経ヘテ入会セル者ヲ總テ正会員ト称ス。

本会員ハ毎年金壱圓ヲ一ヶ年ノ会費トシ入会年度ヨリ起算シ向フ拾ヶ年間繼續納附スルモノトス
特別会員ハ本会ニ入会シ特別ノ功績ヲ修メ規定ノ会費己外ニ特ニ金品ヲ寄附シ特別ノ功劳アリタル者ヲ以テ特
別会員ト称ス。

贊助会員ハ位置名望學識アル士ニシテ本会ノ趣旨ヲ贊助シタル者ヲ以テ贊助会員ト称ス。

第五章 会 計

第十一條、本会ノ会費ハ毎年其会費ヲ一年二箇度ニ分納シ其期日ヲ第一回三月三十日第二回九月廿九日トス。

但シ会員ノ希望ニ依リ十ヶ年間又ハ五ヶ年間一時ニ完納スルモ随意トス、此場合ハ十ヶ年分即納者ニ限リ其一
割ヲ引キ五ヶ年分即納者ニ限リ其一割ヲ引クヲ内規トス。

第十二條、本会ノ会員及ヒ特別、補助ノ金品保管方法ハ左ノ銀行依托ス

一、第一百卅銀行、加島銀行及ヒ茨木銀行

第十三條、本会ノ会計支出等ハ毎年ノ予算会議ニ於テ決定範囲ノ外、猥リニ支出セズ、万一必要ノトキハ臨時承認
ヲ要ス

第十四条、本会ノ会計報告ハ毎年ノ終ニナス

第六章 故人ノ入会

第十五条、本会ノ擧ヲ賛成シ既ニ其故人ト成リタル人ヲ生存者同様ニ会員トシテ本会芳名簿ニ列スル事ヲ其遺族ニ

於テ希望スル時ハ、本会ハ入会金ヲ不要シテ会費ノ十ヶ年額ノソノ半額ヲ一時ニ完納セハ速時ニ入会セシメ、故人ノ会員トシテ特ニ待遇ス。但シ規定己上ノ金品ヲ寄附セシ者ハ会員規定ニ基キ特別会員ノ芳名ニ列スベシ。

第七章 入会及ヒ退会手続

第十六条、本会ニ入会セントスル者ハ男女老幼ヲ不問、其戸主ト家族ノ別ナク悉ク入会ヲ成ス事ヲ得

第十七条、本会ニ入会セントスルモノハ本会々則熟知ノ上入会用紙ニ住所姓名会員種別ヲ記入シ捺印ノ上入会金五拾錢ヲ添ヘ本会本部又ハ支部出張所ニ差出サルゝ時ハ本会本部ハ直ニ会員芳名簿ニ登録シ本会々員章ヲ交付ス

ス

第十八条、本会々員ニシテ家事上其他都合ニテ退会セントスル者ハ其理由ヲ詳記、最寄ノ出張所又ハ支部ヲ経ヘテ

本部ニ届出ズベシ

第八章 会員章

第十九條、本会々員ニ対シ一定ノ会員章ヲ本会本部ヨリ交付ス

第二十條、本会々員定期間ノ会費完納者及ヒ一時ニ即納セル者ニハ有功章ヲ授ク

第九章 総会

第二十二条、本会々員總会ハ定期總会及ヒ臨時總会ノ二種トシ定期總会ヲ毎年三月及ヒ九月ノ両期トス、其日限ハ以前通告ス臨時總会ハ必要ノ場合之レヲ催ス

第十章 待遇

第二十三条、本会々員ハ左ノ待遇ヲ受ク

一、本会本部所在地別格本照寺本坊ノ法要其他ノ場合特別待遇ヲ受ク

一、 本会本部ハ常ニ会員芳名簿ニ依リ各個ノ位牌ヲ本照寺内ニ安置シ会員ニシテ死亡セシ時ハ爾後其祥月命日ニ際シ読経追悼ヲ修行シ遺族ニ案内ヲ發シ永久ニ回向ヲナス

第十一章 除名退会

第二十三條 本会々員ニシテ本会ノ發展ニ対シ妨害ヲ成シ又ハ不利益ナル行動言語ト本会ノ名譽ヲ毀損スル等ノ場合ハ本会ハ直ニ除名退会ヲ成シ一般会員ニ通知スベシ

第十二章 会 報

第二十四条 本会ハ会報ヲ発刊シ会務諸事故ヲ録シ会員ニ無代配布ス

第十三章 印 章

第二十五條 本会ニ左ノ印章ヲ用フ

一、 本会本部ノ印章

一、 本会総裁ノ印章

一、 本会副総裁ノ印章

一、 本会常務理事ノ印章

一、 本会理事ノ印章

一、 本会会計主任ノ印章

一、 本会会計課領收割印章

第十四章 役員及職制

第二十六條 本会ニ役員ヲ設クル事左ノ如シ

一、總裁 壱名

一、副總裁 式名

總裁ハ名望徳望共ニ勝レ本会ノ為メ最モ信頼スペキ人ヲ以テ之レヲ推薦ヲ成ス、但シ事務ニ参与セサルモノトス、副總裁ハ總裁事故アル時之レガ代理ヲナシ其人撰其他ハ總裁ニ同シ

一、理事ハ定員ヲ五名トシ内一名ヲ以テ常務理事トス理事ハ總裁之ヲ任命シ本会百般ノ事務ニ参与シ其責任ヲ負フ、理事ハ相当ナル手当ヲ給ス

一、相談役ハ定員拾名トシ本会諸般ノ事故ノ諮詢ニ答フ

一、会計主任ハ壹名トシ常ニ理事ノ監督ヲ受ケ其服職間ハ無限責任トシ金錢物品ノ出納帳簿ノ整理ヲ掌トリ会計ニ閲スル一切ノ報告ヲ成シ、毎年ノ予算会議ニ決定セル範囲内ニ於テ諸事ヲ決行ス会計主任者ハ相当ナル手当ヲ給ス。

一、書記雇員ハ事務必要上置クコトアルベシ

一、評議員ハ若干名トシ全國會員中ヨリ擇抜シ評議員会ニ列席シ會員ヲ代表シ以テ諸事故ヲ評議ヲナスモノトス
附則

本会ノ会則ノ変更改正ハ總テ評議員会ノ決議ヲ経サレバ之レヲ決行スル事ヲ得ス、

已上

註

(1) 『京都の部落史』近世2所収

- (2) 杉本昭典「本願寺末寺帳『穢寺帳』・『穢寺下帳』について」（『兵庫の部落解放史研究』一一・II）、『丹波国御下寺開基帳』（『京都の部落史』近世2）
- (3) 船越昌「被差別部落史の実証的考察」（『被差別部落形成史の研究』所収）
- (4) 吉田徳夫「湯浅地域の寺院史料の基礎的考察」（『関西大学法学論集』46—2）、同「由良地域の寺院史料の基礎的考察」（関西大学『人権問題研究室紀要』38）
- (5) 石尾芳久「部落起源論」
- (6) 『赤井家文書』（船越昌「被差別部落史の実証的考察」）（『被差別部落形成史の研究』）所収
- (7) 『京都の部落史』前近代編
- (8) 辻善之助『日本仏教史』第九卷
- (9) 『本願寺史』第二卷
- (10) 本願寺史料研究所所蔵『御示談簿』
- (11) 『本願寺通記』（千葉乘隆『真宗教団の組織と制度』所収）
- (12) 『宗規綱領』（『本願寺史』第三卷）
- (13) 和歌山県吉備町西光寺所蔵文書は、「和歌山県有田郡吉備町調査報告」（2）（『同和問題資料』II所収）
- (14) 有光次郎『宗教行政』第一編宗務行政第六項寺院の相互關係」「第一 本末關係」
- (15) 伊達光美著『寺院法總論』
- (16) 明治十九年「宗制」第二章（『本願寺史』第三卷）
- (17) 日野照正「摂津富田本照寺」（『摂津国真宗開展史』所収）
- (18) 『京都の部落史』近代編「宗教をめぐる動き」
- (19) 『中外日報』一九二四年四月二十二日
- (20) 藤原有和「ある被差別部落寺院の抗義」（『ヒストリアユリス』）
- (21) 新田均「井上毅の構想と内務省の政策」（『近代政教関係の基礎的考察』）

付記

なお、この原稿で述べて、二〇〇一年正月十三日には、道照寺において、住職・門徒の方々の前で報告を行った。